



# ADRの拡充・活性化に 向けた取組

平成29年3月

法務省大臣官房司法法制部

# ADRとは

- 一般に、裁判によらずに、民事・家事等の法的紛争を解決する手段、方法等を総称（例：調停、あっせん、仲裁等）
- ADR法（正式名称：裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）は、平成16年11月成立、平成19年4月1日施行
- ADR法では、①ADR手続の基本理念、②国等の責務を定めるとともに、③民間ADR手続の業務を法務大臣が認証する仕組みを導入

## 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）〈抜粋〉

「司法の中核たる裁判機能の充実に格別の努力を傾注すべきことに加えて、ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである。」

## 知的財産推進計画2016（平成28年5月）〈抜粋〉

（裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化）

知財紛争を含む紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続（ADR）の拡充及び活性化を図るため、知財紛争のADRを取り扱う者からの認証ADR（愛称：かいけつサポート）に関する相談を通じて認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行うことにより、認証ADR実施者の拡充を図り、また、認証ADR実施者に関する情報をより広く周知し、認証ADRの利用の活性化を図る。（短期・中期）

# 裁判外紛争解決手続(ADR)の認証制度について

※裁判外紛争解決手続=Alternative Dispute Resolution(略称ADR)

## 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)

平成19年4月1日施行

総則  
認証制度

◆裁判外紛争解決手続の基本理念、国等の責務

◆民間紛争解決手続(民間団体による調停・あっせん等の和解の仲介)の業務を対象として、法務大臣が認証

◆認証を受けた手続には、時効中断等の特例を付与 ⇒ 利便の向上

### 従前の状況

- 裁判外紛争解決手続の認知理解の不足
- 情報不足(利用を躊躇)
- 制度上の制約(利便性の不足)

### 司法制度改革審議会 意見(H13.6.12)

- ADRが、国民にとって裁判と並ぶ選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべき
- 共通的な制度基盤を整備すべき

### 認証制度の概要

民間事業者

申請

申請は任意

法務大臣

- ・認証基準の審査
- ・暴力団員等の不適格者の排除

認証

認証紛争解決事業者

- ・事務所の掲示、利用者への説明
- ・弁護士法の例外(紛争の分野に応じた専門家による紛争解決)※弁護士の助言を前提とする
- ・時効中断効等の特例

法務大臣の監督

認証した業務の詳細な情報を公表

認証を受けた紛争解決のサービスを提供

国民

紛争の当事者

- より身近に紛争解決サービスを提供する民間事業者が増加
- 自己の紛争の解決を図るのに適した紛争解決サービスの選択の目安を容易に取得
- 暴力団員等の関与の排除により、安心して紛争解決を依頼
- 時効中断効等の特例により利便性が向上

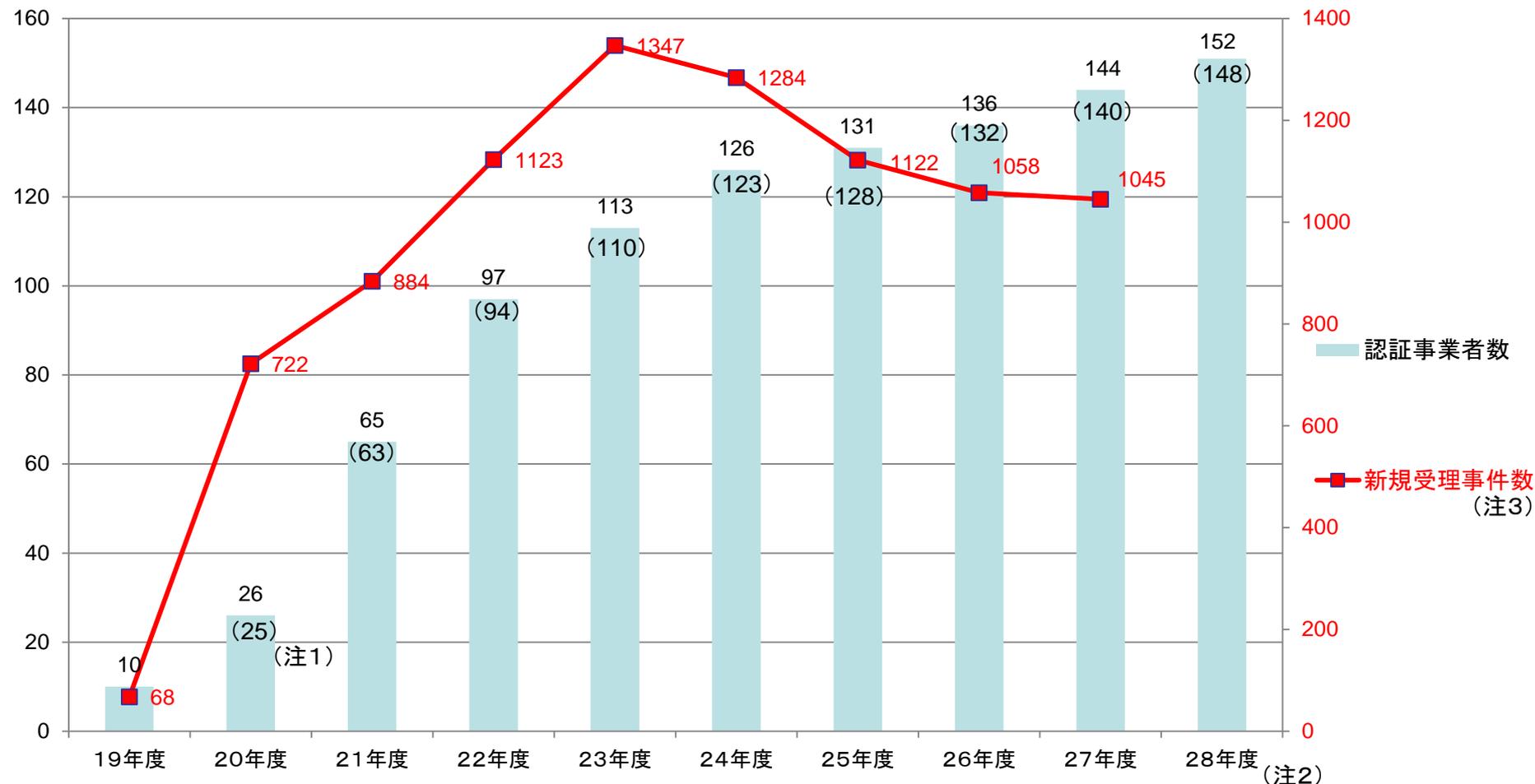
民間事業者の裁判外紛争解決手続が拡充・活性化

国民の紛争解決のニーズに的確に対応し、裁判以外での紛争解決を促進

# 認証ADR事業者数・新規受理事件数の推移

認証ADR事業者数

新規受理事件数



(注1) 括弧内の数字は、認証後の解散・廃業を除いた、活動中の事業者数

(注2) 28年度は、平成29年3月23日現在

(注3) 新規受理事件数は、27年度まで集計済

# 知財関係紛争に特化した認証ADR事業者の例

## 日本知的財産仲裁センター(平成24年11月認証)

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。

## 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン(平成23年10月認証)

- ・ファッション系等ブランド品の商標権侵害物品・不正競争防止法抵触物品についての問題を専門とする団体が運営しているセンターです。
- ・係争等に至る場合が少なからずある分野ですが、裁判外紛争解決手続の機会を提供しています。

## 一般財団法人ソフトウェア情報センター(平成20年7月認証)

- ・あっせん人候補者として、ソフトウェア分野の紛争の経験・実績が豊富な弁護士等の専門家が揃っていて、これらの方々を申立人が選ぶこともできますし、当センターにお任せいただくこともできます。
- ・当事者が紛争状態であることを、関係取引先に知られることなく手続をすすめることができます。

# 認証ADRの拡充・活性化に向けた法務省の取組

## 効果的な周知・広報の充実

- ・認証ADR事業者の専門分野や「売り」を紹介する「アピールポイント一覧」の改訂、展開
- ・インターネット等の媒体を効果的に活用した広報の実施

## 関係機関との更なる連携・協力

- ・相談窓口である法テラス事務所、消費生活センター等との連携
- ・ADR事業者団体(日本ADR協会)との人材育成に関する協力
- ・各地で活動する認証ADR事業者、士業者団体等との意見交換の充実

## 認証ADR事業者相互の情報共有の推進

- ・積極的な活動を進める認証ADR事業者の取組の紹介

# 〈参考〉国際仲裁について

## 国際仲裁とは

- ・国際取引や国際投資に関し、国境をまたぐ企業間又は企業・国家間の商事紛争等を、当事者が選任した仲裁人による仲裁判断によって、終局的に解決する仕組み

※判決の外国における執行については、各国の法制度が様々であるのに対し、仲裁判断は、150か国以上の国において「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約、1958年)により、当該締約国内における執行可能性が確保。

## 日本国内の主な国際仲裁機関

- ・一般社団法人日本商事仲裁協会、一般社団法人日本海運集会所、等

## 司法制度改革審議会意見書(平成13年6月)〈抜粋〉

「国際的動向を見つつ、仲裁法制(国際商事仲裁を含む。)を早期に整備すべきである。」

## 法務省におけるこれまでの取組

- ・外弁法の改正(平成8年)、仲裁法の制定(平成15年)
- ・関係省庁・関係機関の集まった国際仲裁連絡協議会の検討に参画
- ・上記連絡協議会が発展的に解消した一般社団法人日本仲裁人協会との意見交換等

## 指摘されている課題

- ・国際仲裁に携わる人材の育成・確保、国内インフラの整備、海外機関との連携、等